

**香川労働局発表**

令和2年9月28日

報道関係者各位

|   |  |
|---|--|
| 担 | 香川労働局労働基準部賃金室  |
|   | 賃金室長 松尾 武司   |
|   | 室長補佐 植田 泰明   |
| 当 | 【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926<br><a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a> |

**「香川県最低賃金」を時間額820円に改正**

- 令和2年10月1日より効力発生 -

香川労働局（局長 ほんま ゆきてる 本間 之輝）は、令和2年8月21日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 しばたじゅんこ 柴田潤子 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「時間額820円」に改正決定し、令和2年9月1日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日（木）より効力が発生します。

香川労働局では、改正された最低賃金額の周知徹底を図るとともに、引き続き中小企業・小規模事業場に対する支援を進めていくこととしています。

< 香川県最低賃金の改正答申の概要 >

- 1 適用する地域：香川県全域
- 2 適用する使用者：香川県内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者：上記の使用者に雇用される労働者
- 4 最低賃金額：時間額820円（現行 時間額818円）
- 5 効力発生の日：令和2年10月1日

<経過>

香川地方最低賃金審議会は、令和2年6月30日に香川労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。

8月5日に開かれた同審議会において、香川県最低賃金を2円引き上げて時間額820円とすることが適当との答申が行われました。

この答申に対して、8月20日までに異議の申出がなされ、同審議会において、8月21日、異議の取扱いについての審議が行われ、審議の結果、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から香川労働局長へ最終答申がなされました。

これを受け、香川労働局長は、最終答申どおりの内容で令和2年9月1日付けの官報に公示しました。その結果、最低賃金法第14条第2項の規定により、官報の公示から30日後である令和2年10月1日より香川県最低賃金が時間額820円となります。

<参考>

|         | 時間額   | 効力発生日                       |
|---------|-------|-----------------------------|
| 答申内容    | 820円  | 令和2年10月1日                   |
| 現行(A)   | 818円  | 令和元年10月1日                   |
| 引上げ額(B) | 2円    |                             |
| 引上げ率    | 0.24% | $= (B) \div (A) \times 100$ |

<添付資料>

- 別紙1 最低賃金制度の概要等
- 別紙2 四国各県の地域別最低賃金の推移
- 別紙3 リーフレット

## 最低賃金制度の概要等

### 1 最低賃金制度の概要

#### (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

#### (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

#### (3) 最低賃金の決定等

最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、

地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。

香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。

最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

### 2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額818円を2円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、平成14年度(0円)、平成15~16年度(1円)、平成21年度(1円)に次いで低い。平成28年度~令和元年度は、20円超えで引き上げていた。

**四国各県の地域別最低賃金の推移**  
(平成3年度～令和2年度)

|    |     | 香 川   |      |     | 徳 島   |      | 愛 媛   |      | 高 知   |      |
|----|-----|-------|------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|
|    |     | 最賃額   | 引上率  | 引上額 | 最賃額   | 引上率  | 最賃額   | 引上率  | 最賃額   | 引上率  |
| 3  | 日 額 | 3,983 | 4.93 | 187 | 3,981 | 4.87 | 3,982 | 4.90 | 3,981 | 4.87 |
|    | 時間額 | 499   | 5.05 | 24  | 498   | 4.84 | 498   | 4.84 | 498   | 4.84 |
| 4  | 日 額 | 4,152 | 4.24 | 169 | 4,151 | 4.27 | 4,152 | 4.27 | 4,150 | 4.25 |
|    | 時間額 | 520   | 4.21 | 21  | 520   | 4.42 | 520   | 4.42 | 520   | 4.42 |
| 5  | 日 額 | 4,283 | 3.16 | 131 | 4,282 | 3.16 | 4,283 | 3.16 | 4,281 | 3.16 |
|    | 時間額 | 537   | 3.27 | 17  | 536   | 3.08 | 536   | 3.08 | 536   | 3.08 |
| 6  | 日 額 | 4,388 | 2.45 | 105 | 4,385 | 2.41 | 4,386 | 2.40 | 4,383 | 2.38 |
|    | 時間額 | 550   | 2.42 | 13  | 550   | 2.61 | 550   | 2.61 | 550   | 2.61 |
| 7  | 日 額 | 4,497 | 2.48 | 109 | 4,485 | 2.28 | 4,486 | 2.28 | 4,483 | 2.28 |
|    | 時間額 | 565   | 2.73 | 15  | 563   | 2.36 | 563   | 2.36 | 562   | 2.18 |
| 8  | 日 額 | 4,599 | 2.27 | 102 | 4,581 | 2.14 | 4,582 | 2.14 | 4,578 | 2.12 |
|    | 時間額 | 577   | 2.12 | 12  | 574   | 1.95 | 574   | 1.95 | 573   | 1.96 |
| 9  | 日 額 | 4,709 | 2.39 | 110 | 4,684 | 2.25 | 4,685 | 2.25 | 4,680 | 2.23 |
|    | 時間額 | 590   | 2.25 | 13  | 588   | 2.44 | 588   | 2.44 | 585   | 2.09 |
| 10 | 日 額 | 4,802 | 1.97 | 93  | 4,770 | 1.84 | 4,770 | 1.81 | 4,764 | 1.79 |
|    | 時間額 | 602   | 2.03 | 12  | 597   | 1.53 | 597   | 1.53 | 596   | 1.88 |
| 11 | 日 額 | 4,849 | 0.98 | 47  | 4,813 | 0.90 | 4,813 | 0.90 | 4,807 | 0.90 |
|    | 時間額 | 608   | 1.00 | 6   | 602   | 0.84 | 602   | 0.84 | 601   | 0.84 |
| 12 | 日 額 | 4,891 | 0.87 | 42  | 4,852 | 0.81 | 4,852 | 0.81 | 4,845 | 0.79 |
|    | 時間額 | 613   | 0.82 | 5   | 607   | 0.83 | 607   | 0.83 | 606   | 0.83 |
| 13 | 日 額 | 4,926 | 0.72 | 35  | 4,885 | 0.68 | 4,885 | 0.68 | 4,878 | 0.68 |
|    | 時間額 | 618   | 0.81 | 5   | 611   | 0.66 | 611   | 0.66 | 610   | 0.66 |
| 14 | 日 額 | 廃止    | -    |     | 廃止    | -    | 廃止    | -    | 廃止    | -    |
|    | 時間額 | 618   | 0.00 | 0   | 611   | 0.00 | 611   | 0.00 | 611   | 0.16 |
| 15 | 時間額 | 619   | 0.16 | 1   | 611   | 0.00 | 611   | 0.00 | 611   | 0.00 |
| 16 | 時間額 | 620   | 0.16 | 1   | 612   | 0.16 | 612   | 0.16 | 611   | 0.00 |
| 17 | 時間額 | 625   | 0.81 | 5   | 615   | 0.49 | 614   | 0.33 | 613   | 0.33 |
| 18 | 時間額 | 629   | 0.64 | 4   | 617   | 0.33 | 616   | 0.33 | 615   | 0.33 |
| 19 | 時間額 | 640   | 1.75 | 11  | 625   | 1.30 | 623   | 1.14 | 622   | 1.14 |
| 20 | 時間額 | 651   | 1.72 | 11  | 632   | 1.12 | 631   | 1.28 | 630   | 1.29 |
| 21 | 時間額 | 652   | 0.15 | 1   | 633   | 0.16 | 632   | 0.16 | 631   | 0.16 |
| 22 | 時間額 | 664   | 1.84 | 12  | 645   | 1.90 | 644   | 1.90 | 642   | 1.74 |
| 23 | 時間額 | 667   | 0.45 | 3   | 647   | 0.31 | 647   | 0.47 | 645   | 0.47 |
| 24 | 時間額 | 674   | 1.05 | 7   | 654   | 1.08 | 654   | 1.08 | 652   | 1.09 |
| 25 | 時間額 | 686   | 1.78 | 12  | 666   | 1.83 | 666   | 1.83 | 664   | 1.84 |
| 26 | 時間額 | 702   | 2.33 | 16  | 679   | 1.95 | 680   | 2.10 | 677   | 1.96 |
| 27 | 時間額 | 719   | 2.42 | 17  | 695   | 2.36 | 696   | 2.35 | 693   | 2.36 |
| 28 | 時間額 | 742   | 3.20 | 23  | 716   | 3.02 | 717   | 3.02 | 715   | 3.17 |
| 29 | 時間額 | 766   | 3.23 | 24  | 740   | 3.35 | 739   | 3.07 | 737   | 3.08 |
| 30 | 時間額 | 792   | 3.39 | 26  | 766   | 3.51 | 764   | 3.38 | 762   | 3.39 |
| R元 | 時間額 | 818   | 3.28 | 26  | 793   | 3.52 | 790   | 3.40 | 790   | 3.67 |
| R2 | 時間額 | 820   | 0.24 | 2   | 796   | 0.38 | 793   | 0.38 | 792   | 0.25 |

\*発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。  
 平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。  
 平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
 平成21年度は、各県とも10月1日である。  
 平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。  
 平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。  
 平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
 平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。  
 平成26年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月12日、高知が10月26日である。  
 平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。  
 平成28年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。  
 平成29年度は、徳島が10月5日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。  
 平成30年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。  
 令和元年度は、徳島が10月1日、香川が10月1日、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。  
 令和2年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月3日である。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

香川県 最低賃金

820 円



令和2年  
10月1日から  
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは

香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

香川労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

#### 1 時間給の場合

|     |   |            |
|-----|---|------------|
| 時間給 | ≧ | 最低賃金額(時間額) |
| 円   |   | 円          |

#### 2 日給の場合

|    |   |             |   |     |   |            |
|----|---|-------------|---|-----|---|------------|
| 日給 | ÷ | 1日の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額(時間額) |
| 円  |   | 時間          |   | 円   |   | 円          |

#### 3 月給の場合

|    |   |              |   |     |   |            |
|----|---|--------------|---|-----|---|------------|
| 月給 | ÷ | 1か月の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額(時間額) |
| 円  |   | 時間           |   | 円   |   | 円          |

#### 4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善  
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを  
支援する助成金を  
積極的に  
利用しましょう。



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り  
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

(R2.9)